

令和7年度中津市北部校区放課後児童健全育成事業開設準備及び運營業務委託  
業者選定委員会 評価基準

1 評価基準

次の評価項目、評価基準に基づき選定を行う。※ S：特に重視、A：重視、B：標準、C：参考程度

	評価項目	評価の視点	重要度※	配点
1	事業者の概要	資本規模や経営方針、会社の沿革等、事業者の安定性があるか。	A	30
		本市基準条例や契約内容、国の運営指針等についての理解があるか。		
2	業務実績	放課後児童健全育成事業やそれに類する事業の実績は十分であり、その経験が本市で生かせるか。	A	30
3	業務の実施方針	応募の理由が明確であり、本事業への参加意欲があるか。	B	20
4	適切な遊びや生活の場の提供	児童が楽しめる様々なプログラムの提供が期待できるか。	S	40
		学校施設を有効活用した放課後の活動が期待できるか。		
5	各種連携	学校やその他関係機関との連携について、関係性を確立するための実施方法が具体的であり、実現可能であるか。	A	30
		近隣や保護者への適切な対応が期待できるか。		
6	業務実施体制	業務責任者やエリアマネージャー等の職員が適正に配置されているか。また保育現場の職員も含めて業務の指揮命令系統が事業所として確立されているか。	A	30
7	人材確保	職員の賃金水準は業務内容に見合った金額であるか。その他職員確保方策は適切か。人材の育成やスキルアップへの認識があるか。	S	40
		職員の欠員に対応する本部からの応援が期待できるか。		
8	事務執行体制	現場の支援員が事務作業に追われないような仕組みがあるか。	A	30
		処遇改善加算の対象人件費の算出等、煩雑な事務作業を的確に行える人的・組織的体制が整備されているか。		
9	ハラスメント等	児童虐待や各種ハラスメントを防止する仕組みが明確か。	B	20
10	不正の防止	職員の業務上横領を防ぐ仕組みを構築しているか。	B	20
		事業者として委託料の水増し請求等を行えないような仕組みがあるか。		
11	苦情・要望対応	苦情等に対し、組織的に対応できる体制が構築されているか。	B	20
		保護者や利用児童の意見の反映ができる体制が構築されているか。		
12	危機管理	災害等に対する危機意識が感じられるか。	B	20
		児童の怪我防止、健康管理に対する意識が感じられるか。		
13	個人情報保護	個人情報の取扱いについて事業所内規定等が整備されており、的確な対応が期待できるか。	B	20
14	その他	上記に限らず、提案のあった独自の取組が、本市の実情に沿った有益な提案であるか。	A	30
15	見積金額	提案者中最低見積価格÷見積価格＝係数（小数点第二位を四捨五入）	C	10
合計				390

## 2 評価方法

令和7年度中津市北部校区放課後児童健全育成事業開設準備及び運營業務委託業者選定委員会の委員（以下「委員」という。）5名は、上記1に記載の評価基準に基づき、①特に優れている（配点×1.0）、②優れている（配点×0.8）、③普通（配点×0.6）、④やや劣っている（配点×0.4）、⑤劣っている（配点×0.2）の5段階で評価するものとし、評価点は委員1人あたり390点である。なお、選定委員会当日に委員の欠席者があった場合は、出席した委員のみにより評価を行うものとする。

## 3 選定方法

- (1) 委員の評価により、評価点の合計が最も高い者を最優秀提案者とし、次に評価点の高い者を次点提案者として選定する。最優秀提案者を優先交渉権者として随意契約を行うこととするが、その者と合意に至らなかった場合は、次点提案者と契約の交渉を行うこととする。
- (2) 最も高い評価点の合計を獲得した提案者が複数ある場合は、重要度Sの評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い評価点の合計を獲得した提案者を最優秀提案者として選定する。この場合においても提案者が複数となる場合には、見積金額が低い提案者を選定する。更にこの場合においても提案者が複数となる場合には、選定委員会の合議による優劣の比較を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。
- (3) 評価点の合計が全体の6割未満である場合は、原則として契約の交渉を行わないものとする。